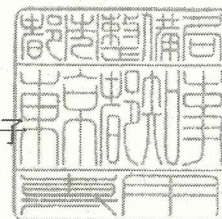




3 都市基調第 540 号
令和 3 年 11 月 4 日

西 東 京 市 長 殿

東京都
上記代表者 東京都知事
小池 百合子



西東京都市計画河川第 1 号石神井川の変更について（照会）

標記について、別添都市計画案のとおり変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴市の御意見を伺います。

なお、令和 4 年 1 月 21 日までに御回答願います。

添付書類

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図



西 東 京 都 市 計 画 河 川 の 変 更 （ 東 京 都 決 定 ）

西 東 京 都 市 計 画 河 川 第 1 号 石 神 井 川 を 次 の よう に 変 更 す る 。

名 称		位 置		区 域		構 造	備 考
番 号	河川名	起 点	終 点	幅 員	延 長		
第 1 号	石神井川	西 東 京 市 東 伏 見 三 丁 目 地 内	西 東 京 市 南 町 三 丁 目 地 内	20～19m	約 2,420m	掘込式・単断面式	
	た だ し	調 節 池	西 東 京 市 南 町 一 丁 目、柳 沢 一 丁 目、柳 沢 二 丁 目、柳 沢 三 丁 目、柳 沢 五 丁 目、柳 沢 六 丁 目、東 伏 見 一 丁 目、東 伏 見 五 丁 目 及 び 東 伏 見 六 丁 目 各 地 内	面 積 約 25,800 m ² 同 区 域 内 に お い て、立 体 的 な 範 囲 を 定 め る。		ト ン ネル 式 地 下 式	追 加

「 区 域、立 体 的 な 範 囲 及 び 構 造 は、計 画 図 表 示 の と お り 」

理 由

本流域は、東京都豪雨対策基本方針（平成 26 年 6 月）において、時間 75 ミリの降雨に対応する「対策強化流域」に位置付けられている。河川からのいっ水防止に資する目的で、時間 50 ミリを超える部分の対策として新設する雨水調節池に必要な区域について、都市計画を変更する。併せて、土地の適正かつ合理的な利用の促進を図るため、立体的な範囲を定める。

新 旧 対 照 表

種別	名 称		新旧	位 置	区 域	構 造
	番 号	河川名				
河川	第1号	石神井川	新	西東京市東伏見三丁目地内～西東京市南町三丁目地内	幅員 20～19m 延長約 2,420m	掘込式・単断面式
				ただし 調節池	西東京市南町一丁目、柳沢一丁目、柳沢二丁目、柳沢三丁目、柳沢五丁目、柳沢六丁目、東伏見一丁目、東伏見五丁目及び東伏見六丁目各地内	面積 約 25,800 m ² 同区域内において、立体的な範囲を定める。
			旧	西東京市東伏見三丁目地内～西東京市南町三丁目地内	幅員 20～19m 延長約 2,420m	掘込式・単断面式

変 更 概 要

名 称		変更区間・位置	変 更 事 項
番 号	河川名		
第1号	石神井川	西東京市南町一丁目、柳沢一丁目、柳沢二丁目、柳沢三丁目、柳沢五丁目、柳沢六丁目、東伏見一丁目、東伏見五丁目及び東伏見六丁目各地内	<ol style="list-style-type: none"> 1 調節池の追加 2 立体的な区域の設定

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

西東京都市計画河川 第1号石神井川

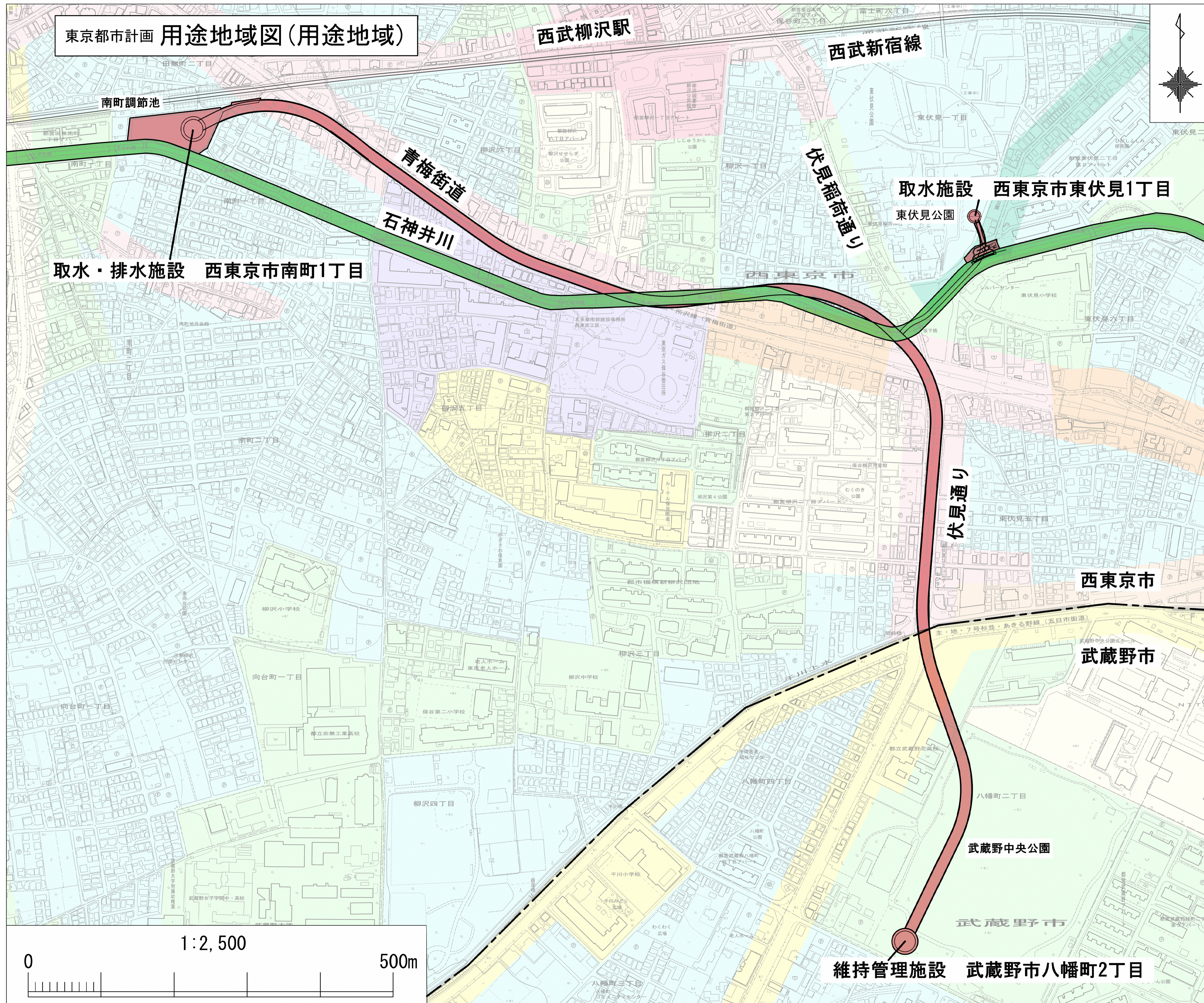
2 理由

石神井川は、小平市を起点とし、練馬区及び板橋区を経て北区堀船三丁目に至る、延長約25.2キロメートルの河川である。

本河川の流域は、都が平成26年に策定した「東京都豪雨対策基本方針（改定）」において、甚大な浸水被害が発生している地域として、「対策強化流域」に位置付けられており、流下施設や貯留施設の整備により、流域対策を含め、時間75ミリの降雨に対し、河川からのいっ水を防止することが「河川整備の目標等」とされている。

また、本方針においては、「河川整備の具体的取組」として時間50ミリを超える部分の対策は、調節池により対応することを基本として、道路下や公園などの公共空間を活用し、効率的に整備を進めていくこととしている。

本計画は、西東京市南町一丁目地内から同市東伏見五丁目地内までの区間に調節池を新設し、豪雨時に雨水を一時的に貯留することにより、河川からのいっ水の防止に資することを目的として、新設調節池に伴う区域について、都市計画の一部変更を行うものである。



東京都市計画 用途地域図(用途地域)

武蔵野都市計画河川第二号
西東京都市計画河川第一号
石神井川総括図

縮尺 二千五百分之一

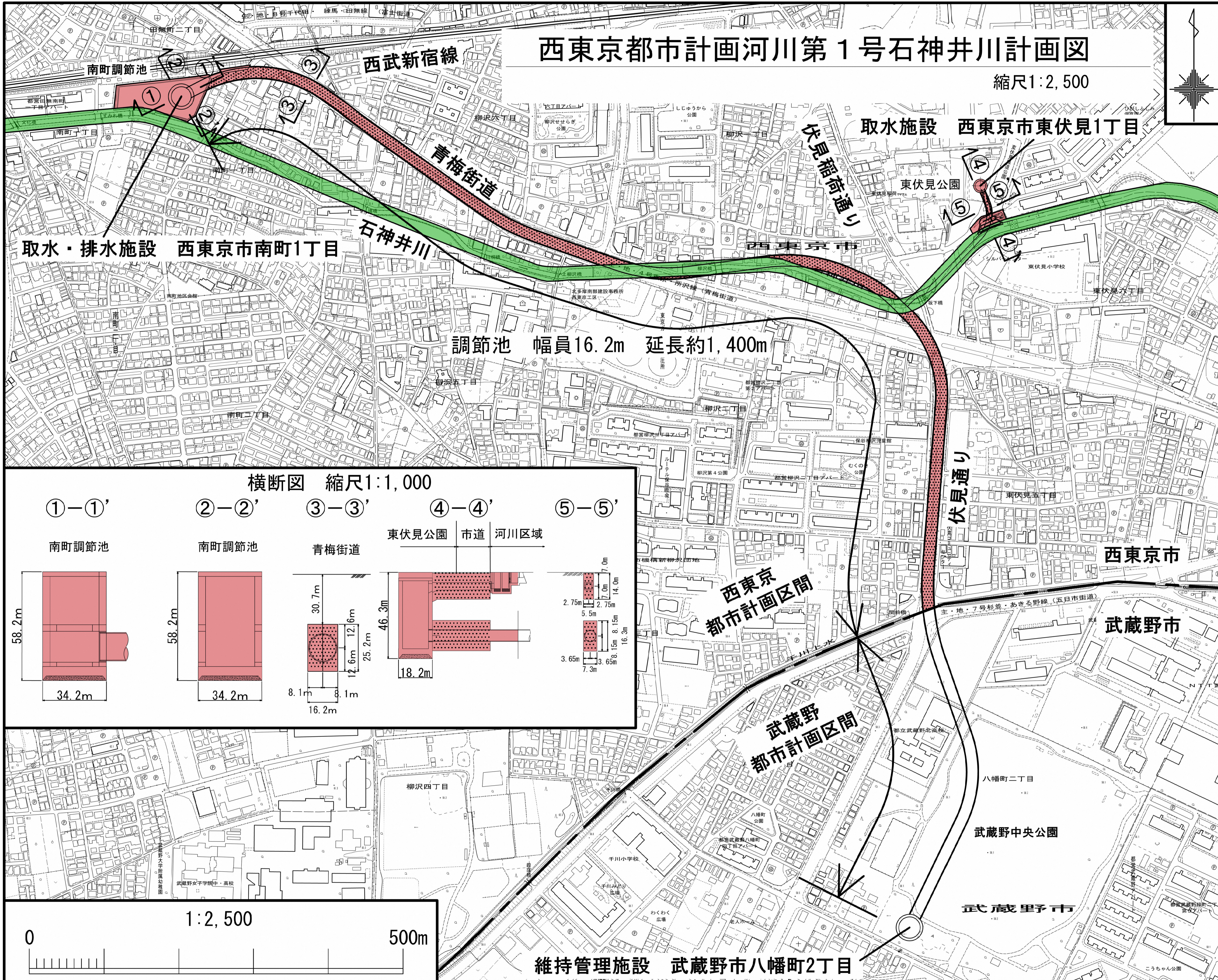
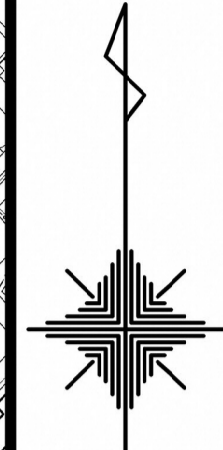
凡例

	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	計画新線・計画変更線
	既定計画線
	行政境界

この地図は、国土地理院長の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（3都市基交第355号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

西東京都市計画河川第1号石神井川計画図

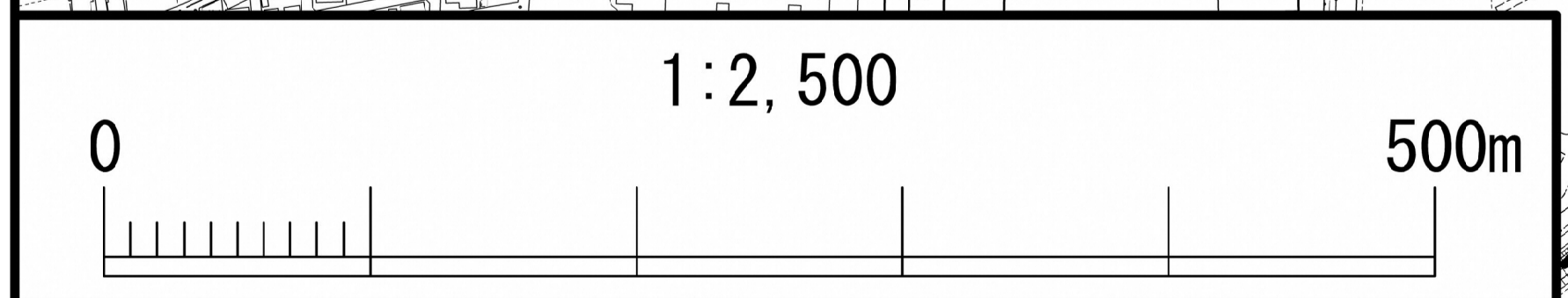
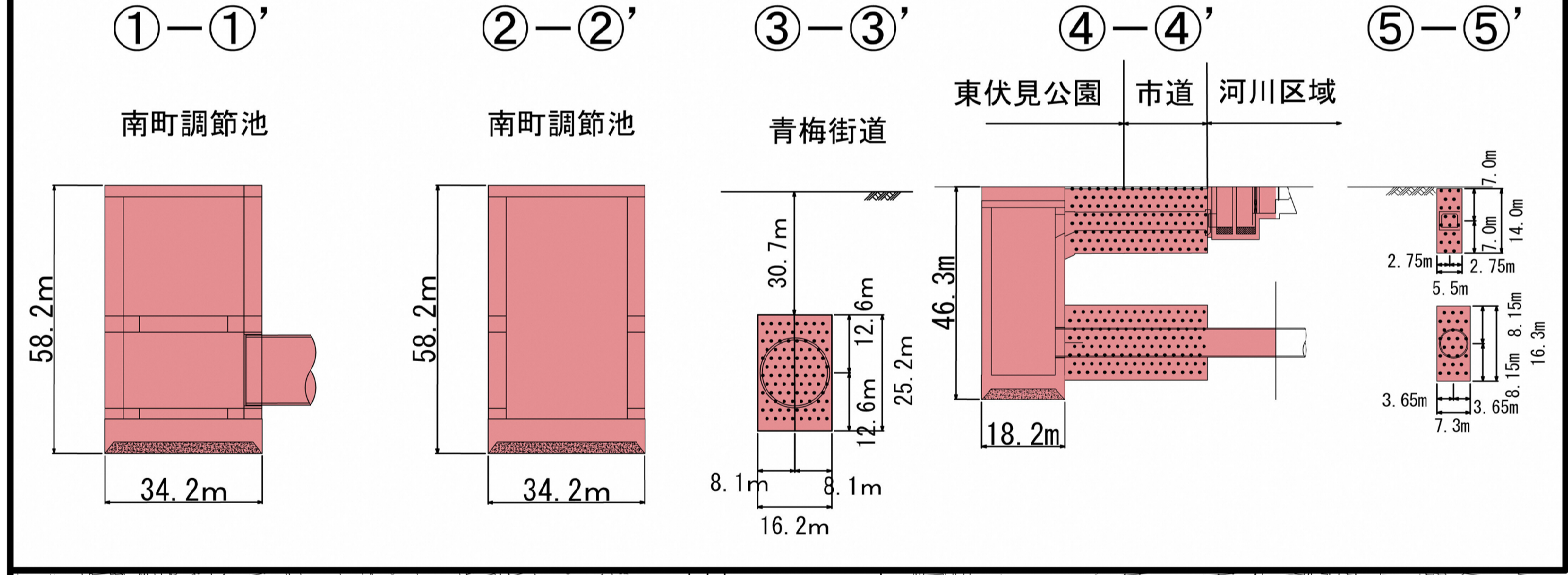
縮尺1:2,500



西東京都市計画河川第一号 石神井川計画図

縮尺 二千五百分之一

横断面図 縮尺1:1,000



凡例

	計画変更新線
	立体的な範囲
	既定計画線
	行政境界

この地図は、国土地理院長の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第355号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(案)

3 西ま都第 号
令和3年11月 日

東京都知事 小池 百合子 殿

西東京市
上記代表者 西東京市長
池澤 隆史

西東京都市計画下河川第1号石神井川の変更について（回答）

令和3年11月4日付3都市基調第540号で意見照会のありました件につきまして、
下記のとおり回答いたします。

記

意見照会のありました件について、市として意見はございません。